

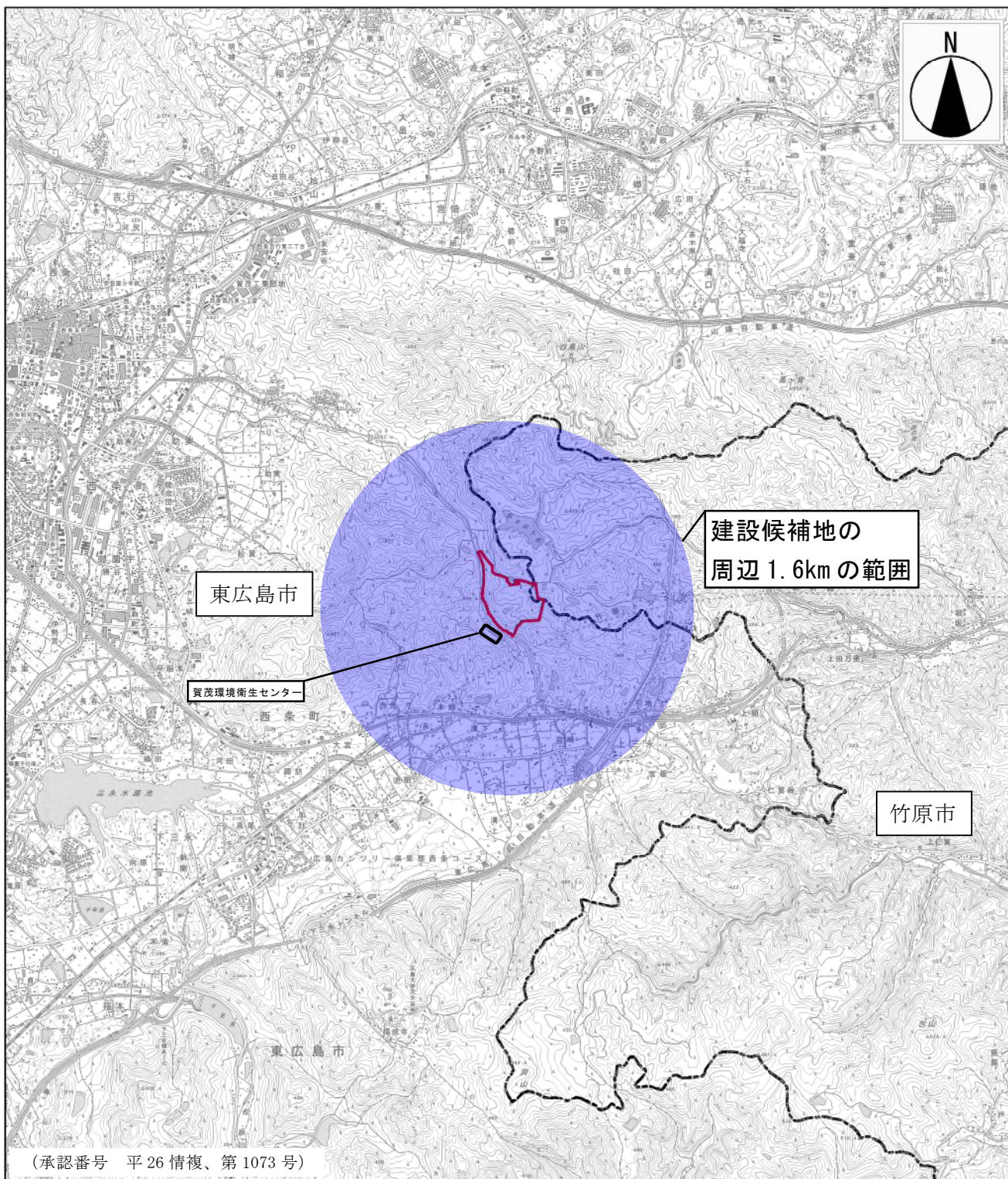
## 「参考」広島県環境影響評価に関する条例第十四条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境影響を受ける範囲は、図1に示すとおりである。

煙突排出ガスによる大気汚染物質の最大着地濃度出現距離は約600m（年平均値）、約1,600m（1時間値）となっている。このことを勘案し、建設候補地から半径1.6kmをごみ焼却施設の煙突排出ガスによる大気汚染物質の環境影響を受ける範囲とした。

また、道路環境影響評価の技術手法（平成24年、国土交通省、（独）土木研究所）を参考に、市道土与丸上三永線の両側150mを車両による大気質及び騒音等の影響を受ける範囲とした。

なお、その他の環境要素（悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観等）について影響を受ける範囲は、建設候補地から半径1.6kmの範囲に概ね内在する。



: 建設候補地

● : 東広島市及び竹原市のうち、  
条例第十四条の対象事業に  
係る環境影響を受ける範囲  
であると認められる地域

S=1:50,000

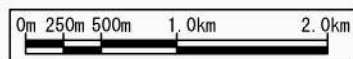
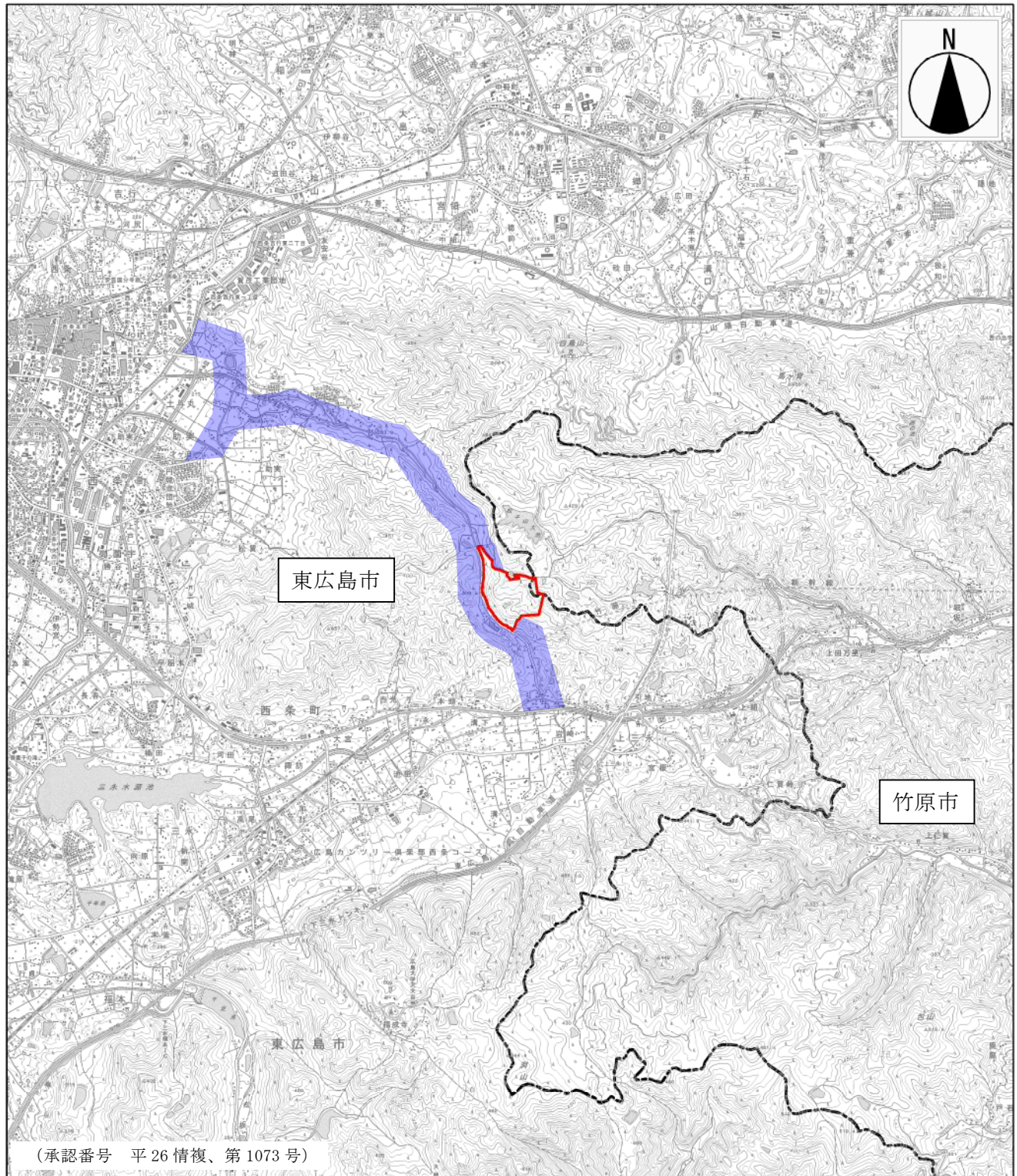


図 1 (1) 環境影響を受ける範囲  
(ごみ焼却施設の煙突排出ガスによる影響)



: 建設候補地

: 東広島市及び竹原市のうち、  
条例第十四条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲  
であると認められる地域

S=1:50,000

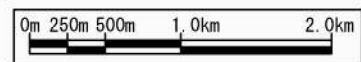


図1(2) 環境影響を受ける範囲  
(車両による影響)